

固定化することなどが可能となる。経営権の基盤となる自社株式の分散を防ぎ、非後継者の手続き負担も軽減されることとなる。

## 中小企業の 経営承継円滑化法のあらまし(3)

税理士 川中 清司

日専連名誉講師

富山短期大学名誉教授

### 経営承継の合意書

経営承継円滑化法の合意書について、事例を挙げて解説する。この事例は、「中小企業事業承継ハンドブック」(中小企業庁財務課)に示されているので、活用をおすすめしたい。

設例には、Y会社の経営承継をめぐつて、四人の人物が登場する。Aは旧代表者、B、C、Dは推定相続人。Bは現在の代表者で、Aから贈与を受けたY社の自社株を保有している。

Aは旧代表者、B、C、Dは推定相続人。Bは現在の代表者で、Aから贈与を受けたY社の自社株を保有している。

この当事者の間で、経営承継円滑化法の民法特例を利用するための合意書を作成する。

### 合意書のイメージ

#### 一・目的

この合意の目的が、経営承継の円滑化を図るものであることを明記する。合意した日から一ヶ月以内に経済産業大臣に確認の申請をするが、その際にこの目的について確認されることになる。

#### 例文 合意書

旧代表者Aの遺留分を有する推定相続人であるB、CおよびDは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下、単に「法」という)に基づき、以下のとおり合意する。

第1条 本件合意は、BがAからの贈与により取得したY社の株式につき、遺留分の算定に係る合意等をすることにより、Y社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

#### ●後継者

後継者について、次のよう規定している。

①旧代表者の推定相続人のうち、その旧代表者から特例中小企業の株式等の贈与を受けた者、またはその贈与を受けた者から、その株式等を相続、遺贈、贈与によって取得した者。

は、次の特例中小企業に限られる。

#### ●特例中小企業者

中小企業で三年以上継続して事業を行っていること。株式を上場し、または店頭登録している株式会社は除かれる。

#### ●旧代表者から贈与

先代の経営者を円滑化法では「旧代表者」と言い、次の事項を定めている。

##### ①特例中小企業の代表者であつた者(代表者である者も含む)。

②推定相続人のうち、少なくとも一人に対しても実際にはその特例中小企業者の株式等を贈与したもの。

経営承継円滑化法では、中小企業の経営者から後継者へスムーズな事業の引継ぎができるよう、「遺留分に関する民法の特例」(同法2章)を設けている。

先代経営者から後継者に贈与された株式や事業用資産について、後継者を含む推定相続人全員が同意して、経済産業大臣の認可など、一定の手続きを経れば、遺留分減殺の対象から除外したり、価額を

#### 二・確認事項

この特例制度を利用できる会社

社員)の議決権の過半数を有し、その特例中小企業の代表者である者。

たとえば、贈与を受けた者が、死亡した者から株式等を相続、遺贈、贈与によって取得した者も、後継者となるケースがある。こうした条件を合意書で確認することとなる。

#### 確認事項

- ・AがY社の代表者であった
- ・B、C、DがAの推定相続人である
- ・後継者Bが過半数の株を保有している
- ・後継者Bが現在・Y社の代表者である

**例文**  
**第2条** B、CおよびDは、次の事項を相互に確認する。  
① AがY社の代表取締役であったこと。  
② B、CおよびDがいずれもAの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にAの推定相続人が存在しないこと。  
③ Bが現在、Y社の総株主(た

だし、株主総会で決議できる事項の全部につき、議決権を行使することができない株主を除く)の議決権○個○個の過半数である○○個を保有していること。

- ④ Bが現在、Y社の代表取締役であること。

### 三、除外合意

先述したように、後継者が旧代表者からの贈与等によって取得した株式等は、民法の規定によって「特別受益」として、すべて遺留分算定基礎財産に算入される。遺留分減殺請求の対象となる。

円滑化法の特例制度を利用して、当該株式等を除外合意の対象とすることで、遺留分算定基礎財産に算入されなくなり、遺留分減殺請求の対象とならない。

従つて、相続した株式等が後継者以外に分散することを防止することが可能となる。そのため、後継者Bが、旧代表者Aから贈与等により取得し、保有する自社株式について、遺留分算定の基礎財産から除外する。あるいは、遺留分算定の基礎財産に算入すべき価額を固定することを合意した旨の内容の明記が必要となる。

**除外合意**  
・特定の株式を遺留分に算入しない

**例文**  
**第3条** B、CおよびDは、BがAからの平成○○年○○月○○日付け贈与により取得したY社の株式○○株について、次のとおり合意する。

- ①右記○○株のうち□□株について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。

### 四、固定合意

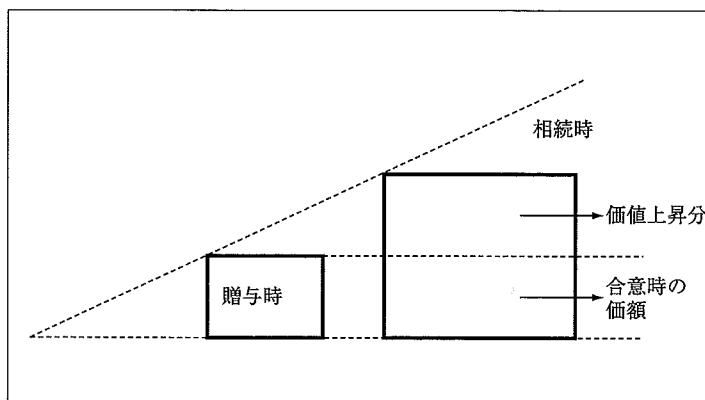
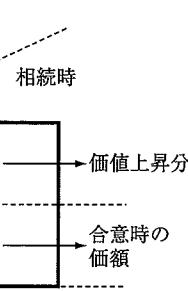
後継者が旧代表者からの贈与等で取得した株式等を、遺留分算定基礎財産に算入する価額は、相続開始時を基準とする価額となる。

贈与時の価額より相続時の価額が上昇した場合、たとえそれが後継者の経営努力によるものであつたとしても、相続時点での価額が遺留分算定基礎財産に算入される。後継者と非後継者の間で、後継者が経営者から生前贈与等で取得した株式等の価額を、遺留分算定

の固定合意の対象とすれば、合意した価額で算入されて、価値上昇分は算入されないこととなる。従つて後継者は安心して経営に励むことができる。合意時における価額が、「相当な価額」であることにについては、弁護士、公認会計士、税理士の証明が必要となる。

#### 固定合意

- ・特定の株式の評価額を固定



第3例文

②上記○○株のうち△  
下につけて、Aを被相続

・特定の財産を、遺留分に算入しない

人が取るべき措置について定めておく必要がある。  
この定めは必ず設けねばならぬこととされている。

## 七 経済産業大臣の確認

意が解除されたときであつても、第1項または第2項の金員（金銭・金額の意）の請求を妨げない。

分を算定するための財産の  
価額に算入すべき価額を○  
○○○円（一株当たり☆☆  
☆円。税理士××××が相  
当な価額として証明をした  
もの）とする。

## 五、衡平を図るための措置

後継者の取得する株式等について、遺留分に関する除外合意や固定合意をする場合は、後継者と後継者以外の推定相続人との間に不均衡が生ずることがある。

たケースだ。

この場合、推定相続人の間の衡平を図るために、後継者以外の推定相続人が、旧代表者から取得した財産についても、遺留分算定基礎財産に算入しないことで衡平を図り、その旨を全員の合意で定めることができる。

この定めは書面によらなければならぬ。

るべき措置  
遺留分に関する特例の合意がなされた後で、その合意に反して後継者が株式等を処分したり、経営に従事しなくなつたときには、經營の承継を円滑に行うことができず、円滑化法の目指す効果が失われることとなる。

六、後継者以外の推定相続人が取  
○① C が A から平成〇〇年〇〇月  
○日付け贈与により取得し  
た現金〇〇〇万円  
② D が A から平成〇〇年〇〇月  
○日付け贈与により取得し  
た下記の土地（別記××）

**例文**  
**第4条** B、CおよびDは、Aの推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額計算入

**例文**

後継者以外の相続人の取るべき措置

- ・後継者Bが合意対象株式を処分したとき→相当金額の請求
- ・後継者Bが代表取締役を辞任したとき→相当金額の請求、  
合意解除

## 七・経済産業大臣の確認

### ●確認の内容

第五条 Bが第3条の合意の対象とした株式を処分したときは CおよびDは、Bに對し、それぞれ、Bが処分した株式数に○○○万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。

● 確認の内容

七・経済産業大臣の確認

経済産業大臣の確認は、次のすべてについて行われる。

①全員の合意が「経営の承継の円滑化」を図るためになされたものであること

②申請した者が、その合意をした日において後継者であったこと

③合意をした日において、後継者が所有する株式のうち、合意分を除いたものが議決権の五〇%以下であつたこと

④後継者が株式等を処分したり、代表者を辞めたりした場合の措置について合意をしていること

2 BがAの生産中にY社の代表取締役を退任したときは、CおよびDは、Bに対し

- 確認の内容
- ① 経済産業大臣の確認は、次のすべてについて行われる。
  - ① 全員の合意が「経営の承継の円滑化」を図るためになされたものであること
  - ② 申請した者が、その合意をした日ににおいて後継者であったこと
  - ③ 合意をした日において、後継者が所有する株式のうち、合意分を除いたものが議決権の五〇%以下であったこと
  - ④ 後継者が株式等を処分したり、代表者を辞めたりした場合の措置について合意をしていること
- 確認の申請
- 合意をした日から一ヶ月以内に確認申請書を提出する。

それぞれ〇〇〇万円を請求  
できるものとする。

3 前2項のいずれかに該当  
したときは、CおよびDは  
共同して、本件合意を解除  
することができる。

4 前項の規定により本件合

- 確認の内容
- ① 経済産業大臣の確認は、次のすべてについて行われる。
  - ① 全員の合意が「経営の承継の円滑化」を図るためになされたものであること
  - ② 申請した者が、その合意をした日ににおいて後継者であったことを合意をした日において、後継者が所有する株式のうち、合意分を除いたものが議決権の五〇%以下であったこと
  - ③ 後継者が株式等を処分したり、代表者を辞めたりした場合の措置について合意をしていること
  - ④ 後継者が株式等を処分したり、代表者を辞めたりした場合の措置について合意をしていること
- 確認の申請
- 合意をした日から一ヶ月以内に確認申請書を提出する。
- 添付書類は、合意の当事者全員の署名、または記名押印した合意書や弁護士、公認会計士、税理士等の証明書のほかに、経済産業省令で定めた書類が必要となる。この手続きについて協力すべきことを合意する。

## 手続きと協力

- ・経済産業大臣の確認
- ・手続きの協力

## 例文

第6条　Bは、本件合意の成立後一ヶ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。

2　CおよびDは、前項の確認申請手続きに必要な書類の収集、提出等、Bの同確認申請手続きに協力するものとする。

## 八．家庭裁判所の許可

遺留分の算定についての合意は、経済産業大臣の確認を受けた日から一ヶ月以内に行つた申し立てによって、家庭裁判所の許可を受けた時に限り、効力を生ずる。

家庭裁判所は、合意が全員の真意によるものであるとの心証を得なければ許可できないこととされている。この手続きについて協力すべきことを合意する。

## 手続きと協力

- ・家庭裁判所の許可審判
- ・手続きの協力

## 例文

第7条　Bは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から一ヶ月以内に、第3条および第4条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申し立てをするものとする。

2　CおよびDは、前項の許可審判申立手続きに必要な書類の収集、提出等、Bの同許可審判申し立て手続に協力するものとする。

## まとめ

遺留分に関する民法の特例を受けるための手順を要約すると、次のような流れとなる。

1　旧代表者から後継者への株式等の贈与。

2　推定相続人全員が、贈与株式等の「除外合意」や「固定合意」して書面に定める。

3　後継者が次の手続きを進める。

①合意して一ヶ月以内に経済産業大臣の審査と確認を受ける。

②確認の一ヶ月以内に家庭裁判所に許可を申し立てる。